

1. はじめに

○障害者自立支援法の制定

2005年10月31日、「障害者自立支援法」が衆議院本会議で可決、成立した。障害者の「自立と共生」の地域社会づくりをめざし、障害者を施設で保護する施策を改め、自宅などで自立した生活を送れるよう支援するのが目的としている。しかし、障害当事者からは、サービスの後退や原則1割負担などを懸念する声が、当初から出ており、今後、具体的なサービスがどうなるのかを当事者一人ひとりの自己決定や生活実態と合わせて注視していくことが必要となる。

2. 障害者自立支援法のポイント

障害者自立支援法については、障害当事者や関係各階層よりさまざまな問題点や課題が指摘され、162通常国会で提出されたが、国会の解散によって、審議未了・廃案となっていたものである。

当事者からは、例えば自己負担の上限額は、所得に応じ最高で月額4万200円となり、社会福祉法人が提供するサービスを受ける場合は、上限額を半額にするなど、低所得者へ配慮もあるが、大半の障害者は負担増となる。応益負担に耐えられるだけの「自立した収入」を確保できていない状況での利用者負担の強化は、自立生活獲得への意欲や展望をなくす恐れもある。また、障害者当事者の日常生活ニーズ把握のあり方や審査方法についても、疑問や不信感を募らせている。障害者の所得拡充に向けた検討を行うよう付則に規定され、厚生労働省内に部局横断の検討チームをつくる方針を決めているが、具体的な内容については、政省令にゆだねるという現状となっている。

ポイント1「障害者施策が3障害一元化される(2006年4月から)」

- 支援費制度ではサービスの対象から除外されていた精神障害者も身体障害者・知的障害者と同じ法律・制度に基づいてサービスを利用できるようになる。

ポイント2「サービス体系が変更される(2006年10月から)」

- サービスの内容や種類が大きく変更される。ただし、具体的なサービス内容や対象者の範囲、サービス報酬等については、今後定められていく。

ポイント3 支給決定の仕組みの変更(2006年4月～10月の間)

- 障害者自立支援法では、障害のある方の心身の状況を客観的に測る尺度(障害程度区分)の導入等によりサービス利用にかかる手続きの透明性や公平性を確保することとなっている。

ポイント4「利用者負担の仕組みが変更される(2006年4月から)」

- 障害者自立支援法ではサービス利用に応じて、一定の負担(原則1割の定率負担と、食費、光熱水費等の実費負担)となる。

ポイント5「利用者負担のさまざまな軽減措置が設けられる(2006年4月から)」

- さまざまな負担軽減措置が設けられているが、申請が必要となる。あらためて「自立支援法で何が変わる」のかというと、大きく分けて次の3つが変わることとなる。

① 利用者負担

- 原則使ったサービスの定率「1割」負担となる。

- 利用者の負担の上限を定められる。

② サービスの支給決定の方法

- 基本的なプロセスは、《申請→調査員による調査(106項目)→1次判定→2次判定→行政に意見提出→行政による支給決定》となる。

③ サービス内容

- 「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の二つに区分される。
- 「自立支援給付」(義務的経費)一介護給付、訓練給付、自立支援医療、補装具
- 「地域生活支援事業」(裁量的経費)一市町村独自の事業となり、負担額についてもそれぞれ決定される。

3. 地域における具体的取り組みを

(1) 住民のニーズ把握、影響確認

こうした障害者自立支援法等の大きな制度、施策変更が、地域住民一人ひとりにどのように影響するのか。また、どのような課題があるのかなど具体的なニーズ把握・影響確認をする必要がある。これまでの相談活動やサービス利用者など対象者となる住民を把握し、ニーズや課題を把握する必要がある。

また、市町村単独補助制度がある市町村もあり、各自治体の各制度や施策がどのようになっているのかを確認するため、市町村担当者との「意見交換会」を持っておく必要がある。

(2) 周知及び「制度学習会」「相談会」の実施

① 住民説明会や集中相談会の開催

各市町村の現状を踏まえた内容を住民の方に情報提供することが、まず必要である。地域住民に広く周知し、隣保館や関係機関、組織と連携した制度施策の住民説明会や集中した相談会を行う必要がある。特に、情報が届きにくいと思われる方を意識して、出前型やアウトリーチで周知した、相談活動が必要である。

② 相談担当者の研修会(スキルアップ)を。

当然のことであるが、相談を受ける方(相談担当者等)の専門的な研修会を実施し、住民の相談に対応できるよう、体制も含めて準備しておく必要がある。

(3) 地域課題の発見と集約・行政機関等との政策協議

地域住民のニーズ、実態(影響度等)を集約し、整理する中で、地域課題を発見し、市町村担当者と検討の場や意見交換(政策協議)のテーブルづくりを行うことが重要である。

そして、各市町村の制度や施策についての積極的な構築議論を行い、今後の市町村計画づくりにも反映させることにつながることをしたい。

(4) 地域の関係施設・機関との連絡体制や協力関係の構築を。

隣保館等では、総合生活相談事業としてすでに取り組まれている地域もあるが、関係行政機関をはじめ、地域の社会福祉法人、当事者グループ、老人センター、障害者会館、保育所、医療機関等との連携・協力関係をより充実させていく必要がある。

編集 後記

2006年4月から「障害者自立支援法」が施行されます。さまざまな問題点を含みながらスタートする法律…。この法律の施行により、障害者の方々の生活が大きく影響されます。法律の名称のように障害者の方々の真の自立を支援するには、程遠い内容ではないでしょうか。

2006年(平成18年)3月発行 編集・発行 財団法人 大阪府人権協会

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉 1-6-12

TEL 06-6568-2983 FAX 06-6568-2985 URL <http://www.jinken-osaka.jp>